

＝農地を利用されている皆様へ＝

農業委員会が農地の利用状況を調査します!!

- わが国の食料自給力を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に活用することを目的とした新たな農地法が平成21年12月15日に施行されました。
- 新たな農地法では、これまで農業委員会が行ってきた『農地パトロール』が法定化されました。
- 農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力よろしくお願います。



農地の利用についてお悩みの方、近くに遊休農地が
あってお困りの方は農業委員会までご連絡下さい。